

## 若年層職場定着支援事業運営業務 企画提案実施要領

### 1 業務名

若年層職場定着支援事業運営業務

### 2 予算額

5,100千円を限度とする。（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 3 提出書類

- (1) 企画提案参加意思確認書（企画提案様式2）
- (2) 企画提案提出書（企画提案様式3）
- (3) 企画提案書（A4版）12部
- (4) 企画提案の概要（企画提案様式4）

### 4 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者（以下、「受託者」という。）は、公募型企画競争（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった団体等の企画提案書を、「若年層職場定着支援事業運営業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査のうえ（企画提案書の提出者が5者以上の場合は、書面審査を実施し上位4位までの企画提案を選定）1者を選定する。

### 5 応募資格

#### (1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）とする。

#### (2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

ア 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

エ 平成29・30年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者であるもの

オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの

カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの

キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の

規定によるもの)に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの

ケ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないもの

コ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないもの

サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

(3) 共同企業体(JV)の参加について

複数企業による共同企業体(JV)での応募は認めない。

## 6 企画提案に係るスケジュール

(1) 企画提案募集に関する公示(市HP等に掲載) 平成30年7月9日(月)

(2) 事業実施に関する質問の受け付け及び回答

平成30年7月9日(月)～7月17日(火)15時まで

(3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 平成30年7月20日(金)17時まで

(4) 企画提案書の提出締切日 平成30年7月30日(月)10時まで

企画提案書の提出者が5者以上の場合は、企画提案書の書面審査を実施し上位4位までの企画提案を選定する。5者未満の場合は書面審査(1次審査)は実施せず、プレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。

(5) 【5者以上の場合】企画提案書の書面審査 平成30年7月31日(火)

(6) 【5者以上の場合】書面審査の結果通知 平成30年8月1日(水)

(7) プレゼンテーションの実施 平成30年8月3日(金)予定

(8) 選定事業者等の発表 平成30年8月3日(金)以降

(9) 契約締結予定日 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

## 7 事業に関する質問受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問については、「質問書」(企画提案様式1)にて行うこと。電子メールで「質問書」を受け付ける。質問内容を簡潔に記載するほか、件名は、「若年層職場定着支援事業運営業務企画提案に係る質問」とすること。

(1) 質問受付

ア 受付期間

平成30年7月9日(月)～7月17日(火)15時【必着】

イ 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階)

ウ 提出方法

電子メール：[koyou@city.sapporo.jp](mailto:koyou@city.sapporo.jp)

(2) 回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて本市ホームページで公表する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

## 8 企画提案への参加意思確認

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、「企画提案参加意思確認書」（企画提案様式2号）を提出すること。

(1) 提出期限

平成30年7月20日（金）17時【必着】

(2) 提出方法

直接提出とする。（受付：平日8時45分～17時）

(3) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課  
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階）

(4) その他

提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

## 9 企画提案書

(1) 提案内容

「若年層職場定着支援事業運営業務企画提案仕様書」のとおり。

(2) 提出期限

平成30年7月30日（月）10時【必着】

(3) 提出方法

直接提出とする。

(4) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課  
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階）

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（企画提案様式3） 1部

イ 企画提案書 12部

(ア) A4判、片面印刷で12ページ以内。（表紙、目次及び経費内訳書を除く。）

(イ) ページの通し番号を付すこと。（表紙、目次及び経費内訳書を除く。）

(ウ) 企画提案書は製本（糊付け又はホッチキス止め）せずに、提出すること。

(エ) 企画提案書12部のうち2部の表紙にのみ、提案団体等の名称、所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。残り10部については、表紙及び中身を含め団体等の名称は一切記載しないこと。

(オ) 企画提案書の最終ページに経費内訳書（事業提案に係る経費の内訳）を添付すること。なお、経費内訳書については、企画提案書の12ページには含まない。

ウ 企画提案の概要（企画提案様式4） 1部

A4判、片面1ページ以内に収まるよう企画提案の内容を簡潔にまとめ、電子データ（エクセルファイル）で当部電子メールアドレス（[koyou@city.sapporo.jp](mailto:koyou@city.sapporo.jp)）まで送付すること。

(6) 提出後の変更

提出された書類は、提出後の差し換え、変更又は取り消しすることはできない。また返却には応じない。

(7) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本実施要領、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 以下11に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合

カ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(8) その他

ア 企画提案を取り下げる場合は、直ちに「取下願」（企画提案様式5）を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

**10 企画提案書提出者が【5者以上の場合】の書面審査及び結果発表**

本事業に企画提案した団体等が【5者以上の場合】は、以下のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位4位までの企画提案を選定し、企画提案書提出団体等に通知するものとする。

(1) 書面審査実施日

平成30年7月31日（火）

(2) 実施方法

委員会（内部委員のみ）による審査とする。

(3) 書面審査項目

応募要件を満たしていない提案は無効とするほか、以下の項目で審査を行う。

ア 企画提案仕様書との適合性

イ 事業の主旨・目的の適合性及び特色・工夫

ウ 事業ニーズの高さ

エ 事業の実現性、効果等

(4) 書面審査結果の通知

企画提案書提出者全てに、平成30年8月1日（水）までに審査結果を通知する。

## 11 企画提案書のプレゼンテーションの実施

本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の企画内容等について、書面審査を通過した事業者又は応募者が5者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション実施時期（予定）

平成30年8月3日（金）（開始時間については別途連絡する）

(2) 実施場所（予定）

札幌市役所本庁舎 15階 北西会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は30分間（説明15分間、質疑15分間）とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない団体等の提案は、無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。

また、当日の資料追加、プロジェクト及びパソコンの使用は認めないものとする。

オ プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

## 12 選定審査の実施及び審査基準

(1) 選定審査の実施

委員会はプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める「若年層職場定着支援事業運営業務企画提案審査要領」に基づいて審査する。

(2) 審査基準

企画提案内容について、次の項目で審査を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。

なお、審査にあたっては審査点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

ア 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。目標の設定水準は適切か。講演会及び研修の内容は適切か。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。

イ 事業実施の実現性

実現可能な事業内容か。適切に参加者を集める広報内容、広報スケジュールとなっているか。講演会及び研修を実施するための環境（ハード、ソフト面）が整っているか。運営体制が整っているか。定着調査は実現可能な内容か。また、調査の回答率を上げる工夫などについて、総合的に採点する。

ウ 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。入社3年以内の若手社員、企業から採用内定を受けて

いるもの、企業の人事・人材育成担当者及び管理者の積極的な参加が期待できる内容であるか。本事業の目的である職場定着につながる内容となっているかなどについて、総合的に採点する。

### 13 受託者特定等の通知及び契約

委員会において、選定審査の結果、基準点以上の得点を得た団体等の中から最も高い評価を受けた1者を受託予定者として選定する。また、企画提案提出事業者が1者であっても、最低基準を満たしている場合は、受託予定者とする。

なお、選定した団体等については決定通知を、落選した団体等には落選通知を送付する。

#### (1) 通知日（予定）

平成30年8月3日（金）以降

#### (2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、直接提出するものとし、送付や電送によるものは受付しないこととする。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

##### (ア) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課  
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階）

##### (イ) 受付時間

8時45分から17時15分まで（土日・祝日を除く。）

#### (3) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された受託予定者へ当該業務を委託する。

イ 本市は選定した受託予定者と別途見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

ウ 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた団体等を選定する。ただし、次点の評価を受けた団体等が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

### 14 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 企画提案に参加する団体等が不穏な行動をするとき又は公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型企画競争（プロポーザル）方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(3) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定す

る。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

- (4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本事業に係る契約書については、「契約書（案）」に基づいた内容とする。
- (6) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。